

## 議事要旨(6) 公共施設等運営権に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公共施設等運営権に関する会計処理の検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、藤澤研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 公共施設等運営権の運営権設定期間は長期にわたり、経済環境等の変動の影響を大きく受けるため、必要な場合は、減損損失を計上することができるような会計処理を採用すべきであり、今回の文案で基本的によいと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 公共施設等運営権の取得及び譲渡を一括でしかできない以上、公共施設等運営権の単位でグルーピングを行うことが原則になると考える。ただし、運営権設定期間が長期に及ぶことから将来に対する不確実性を考慮して、例外的な取扱いを許容することも理解できる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 一括で取得することにより事業の採算性があると判断して、公共施設等運営権を取得することは、投資判断として合理性があると考え。一方で、減損会計基準等に従うと、キャッシュ・イン・フローに相互補完性がない公共施設等を一体としてグルーピングすることができるかという点に疑問も残る。そのため、前回の文案のように、原則は公共施設等運営権の単位でグルーピングを行い、細かい単位でグルーピングすることでより適切に評価することが可能な場合は、例外的に公共施設等運営権よりも細かい単位でグルーピングを行うことを認める方が良いと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- ジョイント・ベンチャーの形で、公共施設等運営事業のみを行う会社を設立するケースがあり、その場合、会社全体を1つの単位としてグルーピングを行うことの是非について、実務上、議論される懸念がある。そのため、公共施設等運営権の単位でグルーピングすることをより強く明示した方が良いと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 前回の文案の方が良いと考える。本来、公共施設等運営権は一体で評価する場合に限って価値が見出させるものであるから、より細かい単位に分けてグルーピングする場合には、見積りによる方法で配分することとなる。運営権設定期間は長期にわたるため、期間の経過に伴い配分の精度は低くなるため、公共施設等運営権よりも

細かい単位に分けてグルーピングして、減損損失を計上することに疑問がある。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 頂いた意見を踏まえて、さらに検討する。

以 上